

○職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（法第五十一条及び法第五十一条の二に関する事項） 第二十四条（略）</p>	<p>（法第五十一条及び法第五十一条の二に関する事項） 第二十三条の二（略） （法第五十三条の二に関する事項） 第二十四条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、事業主に対してその雇用する外国人労働者の雇用に関する状況に係る資料の提供を求めること等により、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるものとする。</p>

○雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）

改正案	現行
<p>(基本方針)</p> <p>第一条 厚生労働大臣は、雇用対策法（以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策に関し、その基本となる事項（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 厚生労働大臣は、基本方針について、雇用に関する状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(外国人の範囲から除かれる者等)</p> <p>第一条の二 法第八条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格（同法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下同じ。）をもつて在留する者</p> <p>二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者</p> <p>2 法第八条の厚生労働省令で定める理由は、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合とする。</p> <p>(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)</p>	

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

一 事業主が、その雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをしている場合において当該定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

二 事業主が、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法令の規定により特定の年齢の範囲に属する労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢の範囲に属する労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。

イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。）。

ロ 当該事業主が雇用する特定の年齢の範囲に属する特定の職種の労働者

<p>働者（以下この項において「特定労働者」という。）の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。</p> <p>ハ 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき。</p> <p>ニ 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用を促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。</p> <p>2 事業主は、法第十条に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がかかわりなく、その有する能力を有効に發揮することができる職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度その他の労働者が応募するに当たり求められる事項をできる限り明示するものとする。</p>	<p>（就職促進手当）</p>
	<p>（就職促進手当）</p>

<p>第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>第一条 雇用対策法（以下「法」という。）第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～14 (略)</p>
<p>(広域求職活動費)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第一条の四第一項第七号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>六～十一 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(就業支度金)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 港湾運送事業離職者（第一条の四第一項第六号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。） 離職日の翌日から起算して二年</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定求職者雇用開発助成金)</p> <p>第六条の二 (略)</p>	<p>(広域求職活動費)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第一条第一項第七号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>六～十一 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(就業支度金)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 港湾運送事業離職者（第一条第一項第七号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。） 離職日の翌日から起算して二年</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定求職者雇用開発助成金)</p> <p>第六条の二 (略)</p>

<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 港湾運送事業離職者(第一条の四第一項第六号に規定する事業規模の縮小等の実施について同号の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。)</p> <p>ワ (略)</p> <p>二(四) (略)</p> <p>2(5) (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 港湾運送事業離職者(第一条第一項第七号に規定する事業規模の縮小等の実施について同号の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。)</p> <p>ワ (略)</p> <p>二(四) (略)</p> <p>2(5) (略)</p>
<p>(調整)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一条の四第一項第一号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する者が公共職業安定所長の指示により職業訓練を受ける場合において、訓練手当のうちの基本手当の日額がその者の第一条の四第三項本文に規定する日額に満たないときは、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該第一条の四第三項本文に規定する日額から当該基本手当の日額を控除した残りの額を就職促進手当として、その者に支給する。</p> <p>4 特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用保険法施行規則第二百二条の五第一項に規定する求職活動等支給給付金(同条第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。)、同令第一百十條第一項に規定する緊急就職支援者雇用開発助成金、同令第一百十二條第一項に規定する中核人材活用奨励金、同項に規定</p>	<p>(調整)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一条第一項第一号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する者が公共職業安定所長の指示により職業訓練を受ける場合において、訓練手当のうちの基本手当の日額がその者の第一条第三項本文に規定する日額に満たないときは、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該第一条第三項本文に規定する日額から当該基本手当の日額を控除した残りの額を就職促進手当として、その者に支給する。</p> <p>4 特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用保険法施行規則第二百二条の五第一項に規定する求職活動等支給給付金(同条第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。)、同令第一百十條第一項に規定する緊急就職支援者雇用開発助成金、同令第一百十二條第一項に規定する地域高度人材確保奨励金、同項に規定</p>

する沖繩若年者雇用促進奨励金、同令第一百八条第一項に規定する介護基盤人材確保助成金、同項に規定する中小企業基盤人材確保助成金、同令第二百五条第一項に規定する訓練等支援給付金、同項に規定する職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域雇用開発能力開発助成金又は同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金は支給しないものとする。

(大量の雇用変動の届出等)

第八条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める場合は、一の事業所において、一月以内の期間に、次の各号のいずれかに該当する者及び既に法第二十七条第一項又は第二項の規定に基づいて行われた届出又は通知に係る者を除き、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職する者を除く。)の数が三十以上となる場合とする。

一〜三 (略)

第九条 法第二十七条第一項の規定による届出は、前条に該当する大量雇用変動がある日(当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日)の少なくとも一月前に、大量離職届(様式第二号)を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければ

規定する沖繩若年者雇用奨励金、同令第一百八条第一項に規定する介護基盤人材確保助成金、同項に規定する中小企業基盤人材確保助成金、同令第二百五条第一項に規定する訓練等支援給付金、同項に規定する職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域人材高度化能力開発助成金又は同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金は支給しないものとする。

(大量の雇用変動の届出等)

第八条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、一の事業所において、一月以内の期間に、次の各号のいずれかに該当する者及び既に法第二十八条第一項又は第二項の規定に基づいて行われた届出又は通知に係る者を除き、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職する者を除く。)の数が三十以上となる場合とする。

一〜三 (略)

第九条 法第二十八条第一項の規定による届出は、前条に該当する大量雇用変動がある日(当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日)の少なくとも一月前に、大量離職届(様式第二号)を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければ

ならない。

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。

一)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

一 生年月日

二 性別

三 国籍

四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。

五 住所

六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

七 賃金その他の雇用状況に関する事項

2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)である場合には、法第二十八条第一項の届出(以下「外国人雇用状況届出」という。)は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間(出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項に規定する在留期

ばならない。

間をいう。以下同じ。）並びに前項三号及び第四号に掲げる事項を届け  
出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第  
一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届と併せて、当該外国人の在  
留資格及び在留期間並びに前項第三号に掲げる事項を届け出ることによ  
り行うものとする。

3 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合に  
あつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省  
令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第四  
号までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第  
三号までに掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況  
届出書（様式第三号）により行うものとする。

（外国人雇用状況の届出事項の確認）

第十一条 事業主は、外国人雇用状況届出を行うに当たつては、新たに雇  
い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格、在留期間及び前条  
第一項第一号から第三号までに掲げる事項を、次のいずれかの書類によ  
り、確認しなければならない。

一 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第五条第一項に規  
定する外国人登録証明書

二 出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券

2 外国人雇用状況届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者  
である場合にあつては、事業主は、前条第一項第四号に掲げる事項を、  
出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号

（第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書により、確認しなければならない。）

（外国人雇用状況の届出時期）

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

（国と地方公共団体との連携）

第十三条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

<p>3 都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があつたときは、その要請に応じるように努めるものとする。</p>	<p>(報告等)</p> <p>第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に對して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。</p> <p>2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三</p>
--	--	---

十三條第一項並びに第三十四條に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

(漁業離職者に係る職業転換給付金の支給に関する暫定措置)

第二条 就職促進手当、訓練手当、広域求職活動費、移転費、職場適応訓練費、就業支度金及び特定求職者雇用開発助成金は、第一条の四第一項、第二項第二項から第五項まで、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項並びに第六条の二第一項の規定に該当する者のほか、次の各号に定める者に対して、支給するものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

3 手帳所持者である漁業離職者に対する就職促進手当の日額については、第一条の四第三項の例による。

4 (略)

5 手帳所持者である漁業離職者が第一条の四第十三項各号のいずれかに該当するときは、当該事実のあつた日から起算して一箇月間は、就職促進手当は支給しない。

附則

(漁業離職者に係る職業転換給付金の支給に関する暫定措置)

第二条 就職促進手当、訓練手当、広域求職活動費、移転費、職場適応訓練費、就業支度金及び特定求職者雇用開発助成金は、第一条第一項、第二条第二項から第五項まで、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項並びに第六条の二第一項の規定に該当する者のほか、次の各号に定める者に対して、支給するものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

3 手帳所持者である漁業離職者に対する就職促進手当の日額については、第一条第三項の例による。

4 (略)

5 手帳所持者である漁業離職者が第一条第十二項各号のいずれかに該当するときは、当該事実のあつた日から起算して一箇月間は、就職促進手当は支給しない。

○地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 地域雇用開発促進法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、公表された最近の国勢調査の結果による労働力人口（次条において「労働力人口」という。）に算入される者とする。</p> <p>（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 最近三年間におけるその地域に係る労働力人口に対する当該地域内に居住する求職者（次号において「地域求職者」という。）の数の割合の月平均値が、当該期間における全国の労働力人口に対する求職者の数の割合の月平均値以上であること。</p> <p>二 最近三年間及び最近一年間における地域求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人との比率（以下この条及び次条において「地域求人倍率」という。）の月平均値が、それぞれ当該期間における全国の求職者の数に対する求人との比率</p>	<p>（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態）</p> <p>第一条 地域雇用開発促進法（以下「法」という。）第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 最近五年間におけるその地域内に居住する求職者（以下この条において「地域求職者」という。）の数の月平均値が四千人以上であり、かつ、最近六箇月間において地域求職者の数が急激に減少する傾向にないこと。</p> <p>二 最近五年間における地域求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人との比率（以下この号において「地域求人倍率」という。）の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人との比率の月平均値以下であり、かつ、最近六</p>

(次条において「全国求人倍率」という。)の月平均値に三分の二を乗じて得た率(当該率が一を超える場合にあっては、一)以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、最近三年間及び最近一年間における地域求人倍率の月平均値が共に〇・五以下である地域については、同項第一号中「月平均値以上」とあるのは、「月平均値に三分の二を乗じて得た割合以上」とする。

(法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態)

第三条 法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態は、最近三年間及び最近一年間における地域求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間における全国求人倍率の月平均値(当該月平均値が一を超える場合にあっては、一)以下であることとする。

箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。

(法第二条第三項第二号の厚生労働省令で定める数)

第二条 法第二条第三項第二号の厚生労働省令で定める数は、三百人とする。

(法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態)

第三条 法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。

一 最近五年間におけるその地域内に居住する就職促進対象職業(法第二条第三項第二号の就職促進対象職業をいう。以下この条において同じ。)に就くことを希望する求職者(以下この号において「地域職業求職者」という。)の数の月平均値が三百人以上であり、かつ、最近六箇月間において地域職業求職者の数が急激に減少する傾向にないこと。

二 最近五年間におけるその地域の就職促進対象職業に係る求人(充足率(求人(求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合

(法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める組合又は連合会)

第四条 法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める組合又は連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の

をいう。以下この号において同じ。)の年平均値が同期間における全国の当該職促進対象職業に係る求人充足率の年平均値以下であり、かつ、最近六箇月間において当該地域の職促進対象職業に係る求人充足率が急激に上昇する傾向にないこと。

(法第二条第四項第二号の厚生労働省令で定める数)

第四条 法第二条第四項第二号の厚生労働省令で定める数は、おおむね三千人とする。

金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの。

（法第六条第二項第八号の社団法人の要件）

第五条 法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業者（法第十二条第二項第一号に規定する中小企業者をいう。第十三条において同じ。）であることとする。

（法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態）

第五条 法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。

一 最近五年間におけるその地域内に居住する求職者（現に職業に就いている者であつて、その職業が不安定であると認められるものを含む。以下この条において「地域内求職者」という。）の数の月平均値がおおむね三千人以上であり、かつ、最近六箇月間において地域内求職者の数が急激に減少する傾向にないこと。

二 その地域内の公共職業安定所（分庁舎を含む。）若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて若しくは第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の届出をして職業紹介事業を行う者に係る事業所が十箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口（公表された最近の国勢調査の結果による労働力人口とする。以下この号において同じ。）が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近五年間における地域内求職者の数の月平均値に乗じて得た数がおおむね千人以上であること。

三 次のいずれかに該当する状態にあること。

(法第七条第一項の厚生労働省令で定める事業主)

第六条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。

一 同意雇用開発促進地域（法第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域（当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域を含む）

(法第九条第二項の厚生労働省令で定める基準)

第六条 法第九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第九条第一項に規定する事業所の設置又は整備に伴い、相当数の労働者を雇い入れること。  
二 前号の設置又は整備に係る事業所の行う事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が継続し、かつ、当該事業が当該同意雇用機会

イ その地域を管轄する公共職業安定所に求職の申込みをした雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者（ロにおいて「受給資格者」という。）であつてその受給資格に係る離職後最初に同法第十条第二項第一号の基本手当（ロにおいて「基本手当」という。）の支給を受けたもののうち同法第四条第一項に規定する被保険者（ロにおいて「被保険者」という。）であつた期間が一年未満のもの、その最近五年間における年平均値が三百人以上であり、かつ、最近六箇月間において当該数が急激に減少する傾向にないこと。

ロ 最近五年間におけるその地域の基本手当受給率（基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に被保険者の数を加えた数で除して得た率をいう。以下この号において「同じ。」）の月平均値が同期間における全国の基本手当受給率の月平均値以上であり、かつ、最近六箇月間において当該地域の基本手当受給率が急激に低下する傾向にないこと。

む。以下この条において「当該同意雇用開発促進地域等」という  
。内に居住する求職者を雇い入れる事業主

二 雇入れ、出向その他の契約により同意雇用開発促進地域内に所  
在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を  
有する者を受け入れ、かつ、当該同意雇用開発促進地域等の区域  
内に居住する求職者を雇い入れる事業主

三 同意雇用開発促進地域内において設置し、若しくは整備した事  
業所に雇い入れた当該同意雇用開発促進地域等の区域内に居住す  
る求職者であつた者又は当該事業所に雇用保険法（昭和四十九年  
法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者（第八条第二  
号において「被保険者」という。）として雇用されることとなつ  
ている当該同意雇用開発促進地域等の区域内に居住する求職者で  
あつた者について、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習  
得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

（助成及び援助に係る特別の措置）

第七条 法第七条第一項の助成及び援助を行うに当たっては、次に掲  
げる事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

一 前条第一号に掲げる事業主であつて、次のいずれにも該当する  
もの

イ 当該事業所の設置又は整備に伴い、相当数の求職者を雇い入  
れるものであること。

ロ 当該事業主の行う事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が

増大促進地域に対して適切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認め  
られること。

継続し、かつ、当該事業が当該同意雇用開発促進地域に対して適切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認められること。

二 前条第一号に掲げる事業主であつて、同号の事業所が次のいずれにも該当し、かつ、当該事業所の設置又は整備に伴い雇い入れた求職者の数等に照らして、当該事業主の行う事業が、当該同意雇用開発促進地域の地域雇用開発に資すると認められるもの

イ 同意自発雇用創造地域（法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。以下同じ。）内に所在すること。

ロ 当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野（法第六条第二項第四号に規定する地域重点分野をいう。以下同じ。）に属する事業を行うものであること。

三 前条第二号に掲げる事業主であつて、同号の事業所が前号イ及びロのいずれにも該当するもの

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業）

第八条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されること

となつてゐる者（当該同意自発雇用創造地域内に居住しているものに限る。）（次号において「求職者等」という。）に対して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業の概要、当該事業所に係る求人及び前号に規定する講習その他の援助に関する情報を収集し、及び求職者等に対し提供し、並びに当該求職者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

四 前三号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資すると認められる事業

（地域雇用創造協議会等への委託）

第九条 法第十条第二項の規定による委託は、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成して行うものとする。

一 法第十条第一項に規定する厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認める事業（以下この条において「地域雇用創造推進事業」という。）の内容に関する事項

二 地域雇用創造推進事業を実施する方法に関する事項

三 委託契約の期間及びその解除に関する事項

四 その他厚生労働省職業安定局長（第十一条第三項及び第十二条において「職業安定局長」という。）の定める事項

2 法第十条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも

（地域就職援助団体等への委託）

第七条 法第十五条第二項の規定による委託は、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成して行うものとする。

一 法第十五条第一項に規定する地域就職活動援助事業（次号において「地域就職活動援助事業」という。）の内容に関する事項

二 地域就職活動援助事業を実施する方法に関する事項

三 委託契約の期間及びその解除に関する事項

四 その他厚生労働省職業安定局長の定める事項

該当することとする。

- 一 地域雇用創造協議会（法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会をいう。第十一条第一項において同じ。）を構成する法人（地方公共団体を除く。）であること。
- 二 地域雇用創造推進事業を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制が整備されていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域雇用創造推進事業を効果的かつ効率的に行うことができることと認められること。

（法第十二条第三項の届出事項）

第十条 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集地域
- 四 当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る業務であつて募集に係る労働者が処理するもの内容
- 五 募集職種及び人員
- 六 賃金、労働時間、雇用期間その他の募集に係る労働条件

（法第十二条第三項の届出の手續）

第十一条 法第十二条第三項の規定による届出は、地域中小企業団体（同条第二項第二号に規定する地域中小企業団体をいう。以下この

条及び次条において同じ。)が属する地域雇用創造協議会に係る自  
発雇用創造地域をその区域を含む都道府県(第十四条第二項におい  
て「委託募集実施都道府県」という。)の区域を募集地域とする募  
集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項におい  
て「自県外募集」という。)であつて第十四条第二項第二号に該当  
するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わ  
なければならぬ。

2 法第十二条第三項の規定による届出をしようとする地域中小企業  
団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(そ  
の公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平  
成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十三条の規定により当該事  
務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て、第十四条第二項の募集  
にあつては同項の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚  
生労働大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、職業安  
定局長の定めるところによる。

(労働者募集報告)

第十二条 法第十二条第三項の募集に従事する地域中小企業団体は、  
職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成  
し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで(当該年度の終了前に  
労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月  
の翌月末日まで)に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に

提出しなければならない。

(準用)

第十三条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第三十一条の規定は、法第十二条第三項の規定により地域中小企業団体に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

(権限の委任)

第十四条 法第五条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)の厚生労働大臣の権限(政令で定める審議会の意見を聴くことに限る。)並びに法第六条第五項及び第六項(関係行政機関の長に協議することを除く。)(同条第九項において準用する場合を含む)の厚生労働大臣の権限は、それぞれの同意に係る計画に定める地域を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 法第十二条第四項において準用する職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、委託募集実施都道府県の都道府県労働局長に委任する。

一 委託募集実施都道府県の区域を募集地域とする募集

二 委託募集実施都道府県の区域以外の地域(当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。)を募集地域とする募集(当該業種における労働力の需給の

(権限の委任)

第八条 法第五条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)及び法第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)及び法第七条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)及び法第八条第五項(同条第八項において準用する場合を含む)に規定する厚生労働大臣の権限(政令で定める審議会の意見を聴くことに限る。)は、それぞれの同意に係る計画に定める地域を管轄する都道府県労働局長に委任する。

状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。)であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人(一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人)未満のもの

○雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 地域雇用創造推進事業（第四百十条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第三十四条 法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業所において、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）の数を三で除して得た数を超える被保険者が離職したため離職した者</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 地域求職活動援助事業（第四百十条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第三十四条 法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業所において、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）の数を三で除して得た数を超える被保険者が離職したため離職した者</p>

三・四 (略)

(雇用調整助成金)

第百二条の三 雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 前号の事業所の被保険者(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者(当該解雇の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかかな者を除く。以下この条において同じ。)及び日雇労働被保険者並びに第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金、第百十二条第一項の中核人材活用奨励金若しくは沖縄若年者雇用促進奨励金、第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金若しくは介護基盤人材確保助成金又は雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給の対象となる者を除く。以下この条において「対象被保険者」という。)について次のいずれにも該当する休業又は教育訓練(職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするもの)をいう。以下この条において「休業等」という。)を行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払った事業主であること。

三・四 (略)

(雇用調整助成金)

第百二条の三 雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 前号の事業所の被保険者(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者(当該解雇の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかかな者を除く。以下この条において同じ。)及び日雇労働被保険者並びに第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金、第百十二条第一項の地域高度人材確保奨励金(同条第四項第一号イの高度技能労働者の受入れに係るものに限る。)若しくは沖縄若年者雇用奨励金、第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金若しくは介護基盤人材確保助成金又は雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給の対象となる者を除く。以下この条において「対象被保険者」という。)について次のいずれにも該当する休業又は教育訓練(職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするもの)をいう。以下この条において「休業等」という。)を

2 4 (略)

5 出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、その被保険者を出向させた場合（雇用調整助成金、第百十二条第一項の中核人材活用奨励金又は第百十三条第一項の通年雇用奨励金が支給される場合に限る。）において、当該出向の終了後に当該被保険者を再度出向させるときは、当該再度の出向に関しては、支給しない。ただし、当該再度の出向をさせた日の前日が、当該出向の終了の日の翌日から起算して六箇月を経過した日以後の日である場合には、この限りでない。

6 出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、他の事業主に係る出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者（第百十条第一項の緊急就職支援者雇用開発助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、地域雇用促進対象被保険者（第百十二条第一項の中核人材活用奨励金又は沖縄若年者雇用促進奨励金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、通年雇用奨励金対象被保険者（第百十三条第一項の通年雇用奨励金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、中小企業基盤人材確保対象被保険者（第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）又は介護基盤人材確保対象被保険者（第百十八条第一項の介護基盤人材確保助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）を出向又

行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払った事業主であること。

2 4 (略)

5 出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、その被保険者を出向させた場合（雇用調整助成金、第百十二条第一項の地域高度人材確保奨励金（同条第四項第一号イの高度技能労働者の受入れに要する費用に係るものに限る。）又は第百十三条第一項の通年雇用奨励金が支給される場合に限る。）において、当該出向の終了後に当該被保険者を再度出向させるときは、当該再度の出向に関しては、支給しない。ただし、当該再度の出向をさせた日の前日が、当該出向の終了の日の翌日から起算して六箇月を経過した日以後の日である場合には、この限りでない。

6 出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、他の事業主に係る出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者（第百十条第一項の緊急就職支援者雇用開発助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、地域雇用促進対象被保険者（第百十二条第一項の地域高度人材確保奨励金又は沖縄若年者雇用促進奨励金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、通年雇用奨励金対象被保険者（第百十三条第一項の通年雇用奨励金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）、中小企業基盤人材確保対象被保険者（第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）又は介護基盤人材確保対象被保険者（第百十八条第一項の介護基盤人材確保助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）を出向又

はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れられている出向対象被保険者に係る雇用調整助成金、当該雇い入れられている緊急就職支援対象被保険者に係る緊急就職支援者雇用開発助成金、当該雇い入れられている地域雇用促進対象被保険者に係る中核人材活用奨励金若しくは沖縄若年者雇用促進奨励金、当該雇い入れられている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金、当該雇い入れられている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金又は当該雇い入れられている介護基盤人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）において、当該出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者、中小企業基盤人材確保対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

7 出向に係る雇用調整助成金は、他の事業主に係る出向対象被保険者を雇い入れる事業主が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行っていた場合（雇用調整助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金又は介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）には、支給しない。

はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れられている出向対象被保険者に係る雇用調整助成金、当該雇い入れられている緊急就職支援対象被保険者に係る緊急就職支援者雇用開発助成金、当該雇い入れられている地域雇用促進対象被保険者に係る地域高度人材確保奨励金若しくは沖縄若年者雇用奨励金、当該雇い入れられている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金、当該雇い入れられている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金又は当該雇い入れられている介護基盤人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）において、当該出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者、中小企業基盤人材確保対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

7 出向に係る雇用調整助成金は、他の事業主に係る出向対象被保険者を雇い入れる事業主が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行っていた場合（雇用調整助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金又は介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）には、支給しない。

(労働移動支援助成金)

第百二条の五 (略)

2 求職活動等支援給付金は、第一号から第五号までのいずれかに該当する事業主に対して、第六号に定める額を支給するものとする。

一〇五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ (略)

ロ 前号に該当する事業主 同号ロの雇入れに係る者の数に五万

円(当該事業主が地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域(以下

「同意雇用開発促進地域」という。)において当該同意雇用開

発促進地域に係る同法第五条第一項の地域雇用開発計画(以下

この条、第百十条の二第三項、第百十二条第二項及び第百十八条第三項において「地域雇用開発計画」という。)に定められ

た計画期間内に当該雇入れを行う場合にあつては、十万円)を乗じて得た額

3 (略)

4 前項第一号に該当する認定事業主が同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に同号ハの委託に係る計画対象被保険者の再就職を実現した場合における同号の規定の適用については、同号ニ中「二箇月

(労働移動支援助成金)

第百二条の五 (略)

2 求職活動等支援給付金は、第一号から第五号までのいずれかに該当する事業主に対して、第六号に定める額を支給するものとする。

一〇五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ (略)

ロ 前号に該当する事業主 同号ロの雇入れに係る者の数に五万

円(当該事業主が地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域(以下この条、第百十条の二第三項、第百十二条第二項及び第百

十八条第三項において「同意雇用機会増大促進地域」という。

において当該同意雇用機会増大促進地域に係る同法第五条第

一項の地域雇用機会増大計画(以下この条、第百十条の二第三項、第百十二条第二項及び第百十八条第三項において「地域雇

用機会増大計画」という。)に定められた計画期間内に当該雇入れを行う場合にあつては、十万円)を乗じて得た額

3 (略)

4 前項第一号に該当する認定事業主が同意雇用機会増大促進地域において当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間内に同号ハの委託に係る計画対象被保険者の再就職を実現した場合における同号の規定の適用については、同号

」とあるのは「三箇月」とする。

5 第三項第二号に該当する事業主が同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に同号ニの委託に係る支援書等対象被保険者の再就職を實現した場合における同号の規定の適用については、同号ホ中「二箇月」とあるのは「三箇月」とする。

(特定求職者雇用開発助成金)

第一百十条 (略)

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ

(1) (12) (略)

(13) 雇用対策法施行規則第一条の四第一項第六号に規定する港湾運送事業離職者(同号の規定により認定を受けた事業主に雇い入れられる者に限る。)

(自立就業支援助成金)

第一百十条の二

3 受給資格者創業支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一・二 (略)

二中「二箇月」とあるのは「三箇月」とする。

5 第三項第二号に該当する事業主が同意雇用機会増大促進地域において当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間内に同号ニの委託に係る支援書等対象被保険者の再就職を實現した場合における同号の規定の適用については、同号ホ中「二箇月」とあるのは「三箇月」とする。

(特定求職者雇用開発助成金)

第一百十条 (略)

2 特定就職困難者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ

(1) (12) (略)

(13) 雇用対策法施行規則第一条第一項第六号に規定する港湾運送事業離職者(同号の規定により認定を受けた事業主に雇い入れられる者に限る。)

(自立就業支援助成金)

第一百十条の二

3 受給資格者創業支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一・二 (略)

三 第一号に該当する事業主が同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に事業所を設置する事業主（次号において「特定地域進出事業主」という。）である場合における前号の規定の適用については、同号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「二百万円」とあるのは「三百万円」とする。

四 第一号に該当する事業主が特定地域進出事業主であつて、同意雇用開発促進地域において事業所を設置するため、その住所を変更するものである場合にあつては、当該事業主に対して、当該住所の変更に係る費用の額を職業安定局長が定める方法に従つて支給するものとする。

（試行雇用奨励金）

第一百十条の三 試行雇用奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項、第十八条第三項及び第二百五条第五項において「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一

三 第一号に該当する事業主が同意雇用機会増大促進地域において当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間内に事業所を設置する事業主（次号において「特定地域進出事業主」という。）である場合における前号の規定の適用については、同号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「二百万円」とあるのは「三百万円」とする。

四 第一号に該当する事業主が特定地域進出事業主であつて、同意雇用機会増大促進地域において事業所を設置するため、その住所を変更するものである場合にあつては、当該事業主に対して、当該住所の変更に係る費用の額を職業安定局長が定める方法に従つて支給するものとする。

（試行雇用奨励金）

第一百十条の三 試行雇用奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項、第十八条第三項及び第二百五条第五項において「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一

<p>項に規定する認定組合等（第百十五条及び第百十八条第八項において「認定組合等」という。）の構成員である中小企業者（中小企業労働力確保法第二条第一項に規定する中小企業者を含む。第百十五条、第百十八条第八項及び第百二十五条第五項において同じ。）又は中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者（第百十五条、第百十八条第三項及び第五項、第百十九条第二十五項並びに第百二十五条第五項において「認定中小企業者」という。）であること。</p> <p>2 (2) (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第六十二条第一項第四号に掲げる事業)</p> <p>第百十一条 法第六十二条第一項第四号に掲げる事業として、<u>地域雇用開発助成金及び通年雇用奨励金を支給するものとする。</u></p> <p>(地域雇用開発助成金)</p> <p>第百十二条 <u>地域雇用開発助成金は、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金及び沖縄若年者雇用促進奨励金とする。</u></p> <p>2 <u>雇用開発奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として、支給するものとする。</u></p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業</p>	<p>項に規定する認定組合等（第百十五条及び第百十八条第八項において「認定組合等」という。）の構成員である中小企業者（中小企業労働力確保法第二条第一項に規定する中小企業者を含む。第百十五条、第百十八条第八項及び第百二十五条第五項において同じ。）又は中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者（第百十五条、第百十八条第三項及び第五項、第百十九条第二十七項並びに第百二十五条第五項において「認定中小企業者」という。）であること。</p> <p>2 (2) (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第六十二条第一項第四号に掲げる事業)</p> <p>第百十一条 法第六十二条第一項第四号に掲げる事業として、<u>地域雇用開発促進助成金及び通年雇用奨励金を支給するものとする。</u></p> <p>(地域雇用開発促進助成金)</p> <p>第百十二条 <u>地域雇用開発促進助成金は、地域雇用促進特別奨励金、地域高度人材確保奨励金及び沖縄若年者雇用奨励金とする。</u></p> <p>2 <u>地域雇用促進特別奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として、支給するものとする。</u></p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主であること。</p>
---	--

主を除く。)であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主であること。

- (1) 同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間(以下この条において「計画期間」という。)内に事業所を設置し、又は整備する事業主

- (2) 人口の減少又は地理的条件等により事業所の設置又は整備が特に困難となつていることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であつて当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を増大させる必要があると認められるものとして、期間を付して厚生労働大臣が指定するもの(以下この号において「過疎等雇用改善地域」という。)において事業所を設置し、又は整備する事業主

ロ (略)

- ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間(イ(1)に該当する事業主にあつては、計画期間内の日に限る。)において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に居住する求職者(過疎等雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。)(六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主(資本、資金、人事、取引等の状況からみて

イ 次のいずれかに該当する事業主であること。

- (1) 同意雇用機会増大促進地域において当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間(以下この条において「計画期間」という。)内に事業所を設置し、又は整備する事業主

- (2) 人口の減少等に伴い事業所の設置又は整備が特に困難となつていることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であつて当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を増大させる必要があると認められるものとして厚生労働大臣が指定するもの(以下この号において「過疎雇用改善地域」という。)において事業所を設置し、又は整備する事業主

ロ (略)

- ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間(イ(1)に該当する事業主にあつては、計画期間内の日に限る。)において、当該対象事業所の所在する同意雇用機会増大促進地域若しくは当該同意雇用機会増大促進地域に隣接する同意雇用機会増大促進地域又は過疎雇用改善地域に居住する求職者(過疎雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎雇用改善地域内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。)(六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主(資本、資金、人事、取引等の状況から

密接な関係にある他の事業主をいう。以下この条において同じ。  
（）に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下この条において同じ。）として三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ ハの雇入れが当該雇入れに係る同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

ホ・ヘ・ト (略)

二 次のいずれにも該当する事業主（次号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ 同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域（地域雇用開発促進法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。以下同じ。）のいずれにも該当する地域において計画期間内（当該同意自発雇用創造地域に係る地域雇用開発促進法第六条第一項の地域雇用創造計画に定められた計画期間内の期間に限る。ハにおいて同じ。）に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

ロ 都道府県労働局長に対して、イの設置又は整備に係る事業所

らみて密接な関係にある他の事業主をいう。以下この条において同じ。（）に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下この条において同じ。）として五人（小規模企業事業主（その常時雇用する労働者の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、五人）を超えない事業主をいう。）にあつては、三人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ ハの雇入れが当該雇入れに係る同意雇用機会増大促進地域又は過疎雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

ホ・ヘ・ト (略)

(以下この号及び次項第二号において「対象事業所」という。

）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、当該対象事業所において、当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野（地域雇用開発促進法第六条第二項第四号に規定する地域重点分野をいう。以下同じ。）に属する事業を行うものとして当該都道府県労働局長が認めた事業主であること。

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者として三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）以上雇い入れ、かつ、(2)に掲げる日から起算して三年を経過した日までの間において、相当数の求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) ロの計画を都道府県労働局長に提出した日

(2) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日（当該届を(1)に掲げる日から起算して十八箇月を経過した日までの間に提出しない場合にあつては、当該十八箇月を経過した日）

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること<sup>91</sup>

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第二号において「完了日」という。)までの間(へにおいて「基準期間」という。)  
において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者(短時間労働者を除く。次項第二号において同じ。)を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

へ ハの雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト ハの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 同意雇用開発促進地域内における雇用機会の増大に関する計画(当該同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められるものに限る。以下この号及び次項第三号において「大規模雇用開発計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主であること。

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 同意雇用機会増大促進地域内における雇用機会の増大に関する計画(当該同意雇用機会増大促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められるものに限る。以下この号及び次項第四号において「大規模雇用開発計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主であること。

(2) (1)の厚生労働大臣の認定を受けた大規模雇用開発計画に基づき、当該大規模雇用開発計画に係る同意雇用開発促進地域内において、計画期間内に事業所を設置する事業主であること。

(3) (2)の設置に係る事業所の設置に伴い、大規模雇用開発計画に定める期間内において、当該事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住し、又は当該同意雇用開発促進地域内に住所若しくは居所を変更しようとする求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。）を、継続して雇用する労働者として厚生労働大臣の定める数以上雇い入れる事業主であること。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

四 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれに定める者の数

イ (略)

ロ 第二号に掲げる事業主 同号ハの雇入れに係る者

ハ 前号に掲げる事業主 同号イ(3)の雇入れに係る者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める場合に該当することとなったときは、そのとき以後、雇用開発奨励金は支給しない。

(2) (1)の厚生労働大臣の認定を受けた大規模雇用開発計画に基づき、当該大規模雇用開発計画に係る同意雇用機会増大促進地域内において、当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間内に事業所を設置する事業主であること。

(3) (2)の設置に係る事業所の設置に伴い、大規模雇用開発計画に定める期間内において、当該事業所の所在する同意雇用機会増大促進地域若しくは当該同意雇用機会増大促進地域に隣接する同意雇用機会増大促進地域に居住し、又は当該同意雇用機会増大促進地域内に住所若しくは居所を変更しようとする求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。）を、継続して雇用する労働者として厚生労働大臣の定める数以上雇い入れる事業主であること。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

三 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれに定める者の数

イ (略)

ロ 前号に掲げる事業主 同号イ(3)の雇入れに係る者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める場合に該当することとなったときは、そのとき以後、地域雇用促進特別奨励金は支給しない。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第二号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が厚生労働大臣の定める数未満となつたとき。

ロ 完了日後において、対象事業所で前項第二号ハの雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき(当該労働者を雇用しなくなつたとき(解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。))によるものを除く。)以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として地域求職者を雇い入れたときを除く。)

三 前項第三号に掲げる事業主 大規模雇用開発計画に定められた期間の満了の日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における同号イ(2)の設置に係る事業所の同号イ(3)の雇入れに係る労働者の数が同号イ(3)の厚生労働大臣の定める数未満となつたとき。

4 中核人材活用奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主であつて、中核人材労働者(職業に必要な高度の技能及びこれに関する

一 (略)

二 前項第二号に掲げる事業主 大規模雇用開発計画に定められた期間の満了の日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における同号イ(2)の設置に係る事業所の同号イ(3)の雇入れに係る労働者の数が同号イ(3)の厚生労働大臣の定める数未満となつたとき。

三 前項第三号に掲げる事業主 大規模雇用開発計画に定められた期間の満了の日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における同号イ(2)の設置に係る事業所の同号イ(3)の雇入れに係る労働者の数が同号イ(3)の厚生労働大臣の定める数未満となつたとき。

4 地域高度人材確保奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域(以下この項において「同意高度技能活用雇

知識を有する者をいう。以下この条において同じ。）の受入れ（雇入れ、出向その他の契約に基づき労働者を受け入れることをいう。以下この項及び次項において同じ。）及びこれに伴う求職者（当該受入れに係る事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する者に限り、六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。以下この項において同じ。）の雇入れに関する計画を、都道府県労働局長に提出した事業主であること。

ロ イの計画に基づき、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（計画期間内に限る。）において、中核人材労働者を受け入れ、かつ、当該受け入れた中核人材労働者の数の二倍以上の求職者を雇い入れる事業主であること。

(1) (略)

(2) イの計画に基づく中核人材労働者の受入れ及びこれに伴う求職者の雇入れが完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日（当該届を(1)に掲げる日から起算して一年を経過した日までの間に提出しない場合にあつては、当該一年を経過した日）

用安定地域」という。）内に所在する事業所の事業主であつて、高度技能労働者（同法第二条第一項に規定する高度技能労働者をいう。以下この項において同じ。）の受入れ（雇入れ、出向その他の契約に基づき労働者を受け入れることをいう。以下この項において同じ。）及びこれに伴う労働者の雇入れに関する計画を、当該事業所の管轄公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

ロ イの計画に基づき、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発促進法第八条第一項の地域高度技能活用雇用安定計画に定められた計画期間内に限る。）において、高度技能労働者の受入れを行う事業主であること。

(1) (略)

(2) イの計画に基づく高度技能労働者の受入れ（当該受入れに伴い求職者の雇入れ（当該受入れに係る事業所の所在する同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。）の雇入れをいう。）を行う場合にあつては、当該受入れ及び当該雇入れ）が完了した旨の届を都道府県労働局長に提

ハ 中核人材労働者の受入れ及びこれに伴う求職者の雇入れを行うことが当該受入れ及び雇入れに係る同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

ニ ロ(1)に掲げる日から、ロ(2)に掲げる日（第六項において「完了日」という。）から起算して六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、中核人材労働者の受入れに係る事業所の労働者（短時間労働者を除く。）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ 中核人材労働者の受入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ヘ ロの受入れ及び雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

出した日（当該届を(1)に掲げる日から起算して一年を経過した日までの間に提出しない場合にあつては、当該一年を経過した日）

ハ 高度技能労働者の受入れを行うことが当該受入れに係る同意高度技能活用雇用安定地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

ニ ロ(1)に掲げる日から、ロ(2)に掲げる日から起算して六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、高度技能労働者の受入れに係る事業所の労働者（短時間労働者を除く。）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ 高度技能労働者の受入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ヘ 高度技能労働者の受入れ（当該受入れに伴いロの求職者の雇入れを行う場合にあつては、当該受入れ及び当該雇入れ）に係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 受入れに係る中核人材労働者五人までについて、一人につき百  
万円（中小企業事業主にあつては、百四十万円）

5 前項第一号に該当する事業主であつて、当該中核人材労働者の受  
入れに係る事業所が同意自発雇用創造地域内に所在し、かつ、当該  
同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行うも  
のに支給する中核人材活用奨励金の額については、同項第二号の規  
定にかかわらず、当該受入れに係る中核人材労働者五人までについ  
て、一人につき百五十万円（中小企業事業主にあつては、二十十万  
円）とする。

6 前二項の規定にかかわらず、当該事業主が次の各号に定める場合  
に該当することとなつたときは、そのとき以後、中核人材活用奨励  
金は支給しない。

一 完了日の翌日から起算して六月ごとに区分した期間の末日にお  
ける第四項第一号口の雇入れに係る事業所の労働者の数が完了日  
における当該者の数未満となつたとき。

二 完了日後において、第四項第一号口の雇入れに係る事業所で同

二 次のイ及びロに掲げる区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 高度技能労働者の受入れ 当該高度技能労働者五人までにつ  
いては、一人につき百万円（中小企業事業主にあつては、百四  
十万円）

ロ 高度技能労働者の受入れに伴う前号ロ(2)に規定する求職者の  
雇入れ 当該求職者五人まで（当該高度技能労働者の数が五人  
に満たない場合にあつては、当該高度技能労働者の数まで）に  
ついては、一人につき二十万円（中小企業事業主にあつては、  
三十万円）

<p>7   号口の受入れに係る中核人材労働者の受入れを停止したとき。</p> <p>沖繩若年者雇用促進奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第百十五条 法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条及び第百四十条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 認定組合等、認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（以下この条、第百十八条第二項、第百十九条第二十四項、第百二十五条第五項及び第百三十九条の二第六項において「認定中小企業者等」という。）に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号イの委託についての助成、同条第三項第一号イの雇入れについての助成又は同条第八項第一号の中小企業人材確保推進事業についての助成に係るものに限る。）を支給すること。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>(人材確保等支援助成金)</p> <p>第百十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>5   沖繩若年者雇用奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第百十五条 法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条及び第百四十条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 認定組合等、認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（以下この条、第百十八条第二項、第百十九条第二十六項、第百二十五条第五項及び第百三十九条の二第六項において「認定中小企業者等」という。）に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号イの委託についての助成、同条第三項第一号イの雇入れについての助成又は同条第八項第一号の中小企業人材確保推進事業についての助成に係るものに限る。）を支給すること。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>(人材確保等支援助成金)</p> <p>第百十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

3 中小企業基盤人材確保助成金は、第一号に該当する認定中小企業者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一・二 (略)

三 第一号に該当する認定中小企業者が同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に事業所を設置する場合における前号の規定の適用については、同号中「百四十万円」とあるのは「二百十万円」と、「三十万円」とあるのは「四十万円」とする。

4 中小企業基盤人材確保助成金は、事業主が、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者、出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者を出向又はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金、当該雇い入れている出向対象被保険者に係る緊急就職支援者雇用開発助成金、当該雇い入れている地域雇用促進対象被保険者に係る中核人材活用奨励金若しくは沖縄若年者雇用促進奨励金、当該雇い入れている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金又は当該雇い入れている介護基盤人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）において、当該中小企業基盤人材確保対象被保険者、出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用

3 中小企業基盤人材確保助成金は、第一号に該当する認定中小企業者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一・二 (略)

三 第一号に該当する認定中小企業者が同意雇用機会増大促進地域において当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大計画に定められた計画期間内に事業所を設置する場合における前号の規定の適用については、同号中「百四十万円」とあるのは「二百十万円」と、「三十万円」とあるのは「四十万円」とする。

4 中小企業基盤人材確保助成金は、事業主が、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者、出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者を出向又はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金、当該雇い入れている出向対象被保険者に係る緊急就職支援者雇用開発助成金、当該雇い入れている地域雇用促進対象被保険者に係る地域高度人材確保奨励金若しくは沖縄若年者雇用奨励金、当該雇い入れている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金又は当該雇い入れている介護基盤人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）において、当該中小企業基盤人材確保対象被保険者、出向対象被保険者、緊急就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用

奨励金対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせ、又は雇入れのあつせんを行つたときは、当該被保険者については、支給しない。

5 中小企業基盤人材確保助成金は、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者を雇い入れる認定中小企業者が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行つていた場合（中小企業基盤人材確保助成金、雇用調整助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金又は介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）には、支給しない。

6 介護基盤人材確保助成金は、第一号に該当する認定事業主（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）。以下「介護労働者法」という。）第九条第一項に規定する認定事業主をいう。以下この項及び次項並びに第九十九条第二十六項及び第二十七項において同じ。）であつて、介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号。以下「介護労働者法施行規則」という。）第一条第四十六号又は第四十七号に掲げるサービス以外のものを行う事業を行うものに対して、介護労働者法第九条第二項に規定する認定計画（以下この項及び次項において「認定計画」という。）に定められた計画期間（以下この項及び次項において「計画期間」という。）内において介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものと異なる

奨励金対象被保険者又は介護基盤人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせ、又は雇入れのあつせんを行つたときは、当該被保険者については、支給しない。

5 中小企業基盤人材確保助成金は、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者を雇い入れる認定中小企業者が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行つていた場合（中小企業基盤人材確保助成金、雇用調整助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金又は介護基盤人材確保助成金が支給される場合に限る。）には、支給しない。

6 介護基盤人材確保助成金は、第一号に該当する認定事業主（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）。以下「介護労働者法」という。）第九条第一項に規定する認定事業主をいう。以下この項及び次項並びに第九十九条第二十八項及び第二十九項において同じ。）であつて、介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号。以下「介護労働者法施行規則」という。）第一条第四十六号又は第四十七号に掲げるサービス以外のものを行う事業を行うものに対して、介護労働者法第九条第二項に規定する認定計画（以下この項及び次項において「認定計画」という。）に定められた計画期間（以下この項及び次項において「計画期間」という。）内において介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものと異なる

るものの提供又は介護事業の開始（以下この項及び次項において「異なるサービスの提供等」という。）に伴つて新たな労働者（異なるサービスの提供等に係る業務に就く者であつて、厚生労働大臣が定めるもの（短時間労働者を除く。）に限る。以下この項において「特定労働者」という。）を最初に雇入れた日から六箇月の期間に限り、特定労働者（三人を限度とする。）が当該期間内に当該認定事業主の業務に従事した期間に応じて、第二号に定める額を限度として支給するものとする。

7・8（略）

（調整）

第百十九条 雇用調整助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号。以下「能開機構財会省令」という。）第二十一条第一項に規定する建設教育訓練助成金（以下「建設教育訓練助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用調整助成金は支給しないものとする。

2 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第一号又は第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、訓練等支

るものの提供又は介護事業の開始（以下この項及び次項において「異なるサービスの提供等」という。）に伴つて新たな労働者（異なるサービスの提供等に係る業務に就く者であつて、厚生労働大臣が定めるもの（短時間労働者を除く。）に限る。以下この項において「特定労働者」という。）を最初に雇入れた日から六箇月の期間に限り、特定労働者（三人を限度とする。）が当該期間内に当該認定事業主の業務に従事した期間に応じて、第二号に定める額を限度として支給するものとする。

7・8（略）

（調整）

第百十九条 雇用調整助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号。以下「能開機構財会省令」という。）第二十一条第一項に規定する建設教育訓練助成金（以下「建設教育訓練助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用調整助成金は支給しないものとする。

2 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第一号又は第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、訓練等支

援給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

3 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第三号又は第四号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する雇用管理研修等助成金（以下「雇用管理研修等助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

4 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は介護雇用管理助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

5 再就職支援給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、中小企業職業相談委託助成金、

援給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

3 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第三号又は第四号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する雇用管理研修等助成金（以下「雇用管理研修等助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

4 求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は介護雇用管理助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金は支給しないものとする。

5 再就職支援給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、中小企業職業相談委託助成金、

訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、再就職支援給付金は支給しないものとする。

6 雇用環境整備助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、再就職支援給付金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用環境整備助成金は支給しないものとする。

7 (略)

8 特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定就職困難者雇用開発助成金は支給しないものとする。

9 緊急就職支援者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第百二条の五第

訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、再就職支援給付金は支給しないものとする。

6 雇用環境整備助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、再就職支援給付金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用環境整備助成金は支給しないものとする。

7 (略)

8 特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定就職困難者雇用開発助成金は支給しないものとする。

9 緊急就職支援者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第百二条の五第

二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、緊急就職支援者雇用開発助成金は支給しないものとする。

10 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、受給資格者創業支援助成金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、高年齢者等共同就業機会創出助成金は支給しないものとする。

11 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給を受けることができる事業主が、当該高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給に係る事業所について雇用開発奨励金の支給を受けた場合には、当該高年齢者等共同就業機会創出助成金は支給しないものとする。

12 受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は

二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、緊急就職支援者雇用開発助成金は支給しないものとする。

10 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、受給資格者創業支援助成金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、高年齢者等共同就業機会創出助成金は支給しないものとする。

11 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給を受けることができる事業主が、当該高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給に係る事業所について地域雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該高年齢者等共同就業機会創出助成金は支給しないものとする。

12 受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用環境整備助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又

<p>雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。</p> <p>13 受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、当該受給資格者創業支援助成金の支給に係る事業所について雇用開発奨励金の支給を受けた場合には、当該受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。</p>	<p>は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。</p> <p>13 受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、当該受給資格者創業支援助成金の支給に係る事業所について地域雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。</p>
<p>14 試行雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、試行雇用奨励金は支給しないものとする。</p>	<p>14 試行雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、試行雇用奨励金は支給しないものとする。</p>
<p>15 雇用開発奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該雇用開発奨励金の支給に係る事業所について、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該雇用開発奨励金は支給しないものとする。</p>	<p>15 地域雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該地域雇用促進特別奨励金の支給に係る事業所について、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該地域雇用促進特別奨励金は支給しないものとする。</p>
<p>16 雇用開発奨励金の支給を受けることができる事業主が、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する福利厚生助成金（以下「福利厚生助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該育児・介護雇用安定等助成金又は福利厚生助成金の支給に係る施設又は設備については、雇用開発奨励金は支給しないものとする。</p>	<p>16 地域雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する福利厚生助成金（以下「福利厚生助成金」という。）の支給を受けた場合には、当該育児・介護雇用安定等助成金又は福利厚生助成金の支給に係る施設又は設備については、地域雇用促進特別奨励金は支給</p>

17 中核人材活用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中核人材活用奨励金は支給しないものとする。

18 沖縄若年者雇用促進奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、沖縄若年者雇用促進奨励金は支給しないものとする。

(削除)

(削除)

しないものとする。

17 地域高度人材確保奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域高度人材確保奨励金は支給しないものとする。

18 沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、沖縄若年者雇用奨励金は支給しないものとする。

19 地域雇用開発促進助成金の支給を受ける事業主が当該地域雇用開発促進助成金の支給に係る事業所について雇用調整助成金の支給を受ける場合には、そのとき以後、当該事業所については、地域雇用開発促進助成金は支給しないものとする。

20 地域雇用開発促進助成金の支給を受けることができる事業主が当

19) 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、通年雇用奨励金は支給しないものとする。

20) 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該通年雇用奨励金の支給に係る事業所について、雇用開発奨励金又は育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該通年雇用奨励金は支給しないものとする。

21) (略)

22) 育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給に係る施設又は設備については、育児・介護雇用安定等助成金は支給しないものとする。

23)・24) (略)

該地域雇用開発促進助成金の支給に係る事業所について雇用調整助成金、労働移動能力開発給付金の支給を受ける場合には、当該事業所については、地域雇用開発促進助成金は支給しないものとする。

21) 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、通年雇用奨励金は支給しないものとする。

22) 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該通年雇用奨励金の支給に係る事業所について、地域雇用促進特別奨励金又は育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該通年雇用奨励金は支給しないものとする。

23) (略)

24) 育児・介護雇用安定等助成金（第百十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、地域雇用促進特別奨励金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該地域雇用促進特別奨励金又は通年雇用奨励金の支給に係る施設又は設備については、育児・介護雇用安定等助成金は支給しないものとする。

25)・26) (略)

25] 中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定中小企業者が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

26] 介護基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

27] 介護雇用管理助成金の支給を受けることができる認定事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、雇用環境整備助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金

27] 中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定中小企業者が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

28] 介護基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

29] 介護雇用管理助成金の支給を受けることができる認定事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、雇用環境整備助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金

、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護雇用管理助成金は支給しないものとする。

(国等に対する不支給)

第二百二十条 第二百二条の三第一項、第二百二条の五第二項及び第三項（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）、第四百二条第二項及び第三項、第一百十條第二項及び第三項、第一百十條の二第二項及び第三項、第一百十條の三第一項、第一百十二條第二項、第四項及び第七項、第一百三條第一項、第一百四條第一項、第一百六條、第一百七條（附則第十七條の四第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに第十八條第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、雇用環境整備助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖繩若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護

、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護雇用管理助成金は支給しないものとする。

(国等に対する不支給)

第二百二十条 第二百二条の三第一項、第二百二条の五第二項及び第三項（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）、第四百二条第二項及び第三項、第一百十條第二項及び第三項、第一百十條の二第二項及び第三項、第一百十條の三第一項、第一百十二條第二項、第四項及び第五項、第一百三條第一項、第一百四條第一項、第一百六條、第一百七條（附則第十七條の四第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに第十八條第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、雇用環境整備助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域雇用促進特別奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖繩若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成

雇用管理助成金及び中小企業人材確保推進事業助成金は、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人及び日本郵政公社（第百三十九条の三において「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百二十条の二 第百二条の三第一項、第百二条の五第二項及び第三項（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）、第百四条第二項及び第三項、第百十条第二項及び第三項、第百十条の二第二項及び第三項、第百十条の三第一項、第百十二条第二項、第百四項及び第七項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十六条、第百十七条（附則第十七条の四第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに第百十八条第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、雇用環境整備助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金及び中小企業人材確保推進事業助成金は、労働保険料（徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第百三

金、介護雇用管理助成金及び中小企業人材確保推進事業助成金は、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人及び日本郵政公社（第百三十九条の三において「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百二十条の二 第百二条の三第一項、第百二条の五第二項及び第三項（附則第十五条の五の規定により適用される場合を含む。）、第百四条第二項及び第三項、第百十条第二項及び第三項、第百十条の二第二項及び第三項、第百十条の三第一項、第百十二条第二項、第百四項及び第五項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十六条、第百十七条（附則第十七条の四第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに第百十八条第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、雇用環境整備助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域雇用促進特別奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金及び中小企業人材確保推進事業助成金は、労働保険料（徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう

十九条の四において同じ。)の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

(キャリア形成促進助成金)

第二百二十五条 キャリア形成促進助成金は、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金とする。

2・3 (略)

4 地域雇用開発能力開発助成金は、第一号から第三号までのいずれにも該当する事業主に対して、第四号に定める額を支給するものとする。

一 (略)

二 年間職業能力開発計画に基づき、同意雇用開発促進地域内において設置し、若しくは整備した事業所に雇い入れた当該同意雇用開発促進地域内若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者であった者(雇入れ後一年未満の者に限る。以下この項において「対象雇用地域被保険者」という。)又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなつている当該同意雇用開発促進地域内若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者

。第三百十九条の四において同じ。)の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

(キャリア形成促進助成金)

第二百二十五条 キャリア形成促進助成金は、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金とする。

2・3 (略)

4 地域人材高度化能力開発助成金は、第一号及び第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する事業主であること。  
イ 次のいずれにも該当する事業主であること(ロに該当する場合(職業能力開発休暇を与える事業主に該当する場合に限る。))を除く。  
(1) 年間職業能力開発計画に基づき、地域雇用開発促進法第十二条第一項に規定する同意能力開発就職促進地域内に居住している者を雇い入れ、その雇い入れた者(雇入れ後一年未満の者)であつて、当該同意能力開発就職促進地域内に居住して

であつた者（以下この項において「対象雇用地域被保険者等」という。）に対して、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とする職業訓練（以下この項において「対象職業訓練」という。）を受けさせる事業主（対象雇用地域被保険者に対して、対象職業訓練を受けさせる事業主にあつては、当該対象職業訓練を受ける期間、当該対象雇用地域被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

- いるものに限る。以下この項において「対象能開地域被保険者」という。）又は同項第二号に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐる者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。）（以下この項において「対象能開地域被保険者等」という。）に対して、対象能開職業訓練（同法第六条第一項に規定する地域能力開発就職促進計画で定められた同法第二条第三項第二号に規定する就職促進対象職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とする職業訓練をいう。以下同じ。）を受けさせる同意能力開発就職促進地域に所在する事業所の事業主（対象能開地域被保険者に対して、対象能開職業訓練を受けさせる事業主にあつては、当該対象能開職業訓練を受ける期間、当該対象能開地域被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。以下この項において「能開地域事業主」という。）であること。
- (2) 当該対象能開地域被保険者等に係る対象能開職業訓練の実施状況、当該対象能開職業訓練に要する経費等の負担の状況及び当該対象能開地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している能開地域事業主であること。
- ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。
- (1) 年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する対象能開地域被保険者であつて第二項第一号ロ(2)(i)から(vi)までのいずれ

かに掲げる教育訓練を受けるものに対し、当該対象能開地域被保険者の申出により当該教育訓練に係る自発的職業能力開発経費を負担する能開地域事業主（イに該当する場合を除く。）又は職業能力開発休暇を与える能開地域事業主（当該職業能力開発休暇の期間、当該対象能開地域被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額又は労働協約若しくは就業規則で定める額を支払う能開地域事業主に限る。）であること。

(2) 自発的職業能力開発経費を負担する能開地域事業主にあつては、当該対象能開地域被保険者に係る自発的職業能力開発経費の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

(3) 職業能力開発休暇を与える能開地域事業主にあつては、当該対象能開地域被保険者に対する職業能力開発休暇の付与の状況及び当該対象能開地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

ハ 次のいずれにも該当する事業主であること（二に該当する場合（職業能力開発休暇を与える事業主に該当する場合に限る。）を除く。）。

(1) 人材高度化支援計画（事業の高度化、事業の転換又は新たな事業の分野への進出（以下「事業の高度化等」という。）に伴い必要となる職業訓練に係る計画であつて、技能地域事業主（地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高

- 度技能活用雇用安定地域に所在する事業所の事業主をいう。  
以下同じ。)の団体又はその連合団体が、その構成員又は連  
合団体を構成する団体の構成員である技能地域事業主のため  
に作成したものをいう。以下同じ。)及び年間職業能力開発  
計画に基づき、その雇用する被保険者(以下この項において  
「対象技能地域被保険者」という。)又は地域雇用開発促進  
法第十七条第一項第二号に規定する被保険者として雇用され  
ることとなっている者(当該同意高度技能活用雇用安定地域  
内に居住しているものに限る。)(以下この項において「対  
象技能地域被保険者等」という。)に対して、対象技能職業  
訓練(当該人材高度化支援計画に基づき、当該対象技能地域  
被保険者等に対して新たに必要な高度の技能及び知識を習得  
させるための職業訓練をいう。以下同じ。)を受けさせる当  
該団体又はその連合団体の構成員である技能地域事業主(対  
象技能地域被保険者に対して、対象技能職業訓練を受けさせ  
る技能地域事業主にあつては、当該対象技能職業訓練を受け  
る期間、当該対象技能地域被保険者に対し所定労働時間労働  
した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う技能地域事業  
主に限る。)であること。
- (2) 当該対象技能地域被保険者等に係る対象技能職業訓練の実  
施状況、対象技能職業訓練に要する経費等の負担の状況及び  
当該対象技能地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明ら  
かにする書類を整備している技能地域事業主であること。

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

- (1) 人材高度化支援計画及び年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する対象技能地域被保険者であつて第二項第一号ロ(2)(i)から(vi)までのいずれかに掲げる教育訓練を受けるものに対し、当該対象技能地域被保険者の申出により当該教育訓練に係る自発的職業能力開発経費を負担する当該人材高度化支援計画に係る団体又はその連合団体の構成員である技能地域事業主(イ)に該当する場合を除く。)又は職業能力開発休暇を与える当該人材高度化支援計画に係る団体又はその連合団体の構成員である技能地域事業主(当該職業能力開発休暇の期間、当該対象技能地域被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額又は労働協約若しくは就業規則で定める額を支払う技能地域事業主に限る。)であること。

- (2) 自発的職業能力開発経費を負担する技能地域事業主にあつては、当該対象技能地域被保険者等に係る自発的職業能力開発経費の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

- (3) 職業能力開発休暇を与える技能地域事業主にあつては、当該対象技能地域被保険者等に対する職業能力開発休暇の付与の状況及び当該対象技能地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

三 次のイ及びロに掲げる能開地域事業主又は技能地域事業主(以

三 当該対象雇用地域被保険者等に係る対象職業訓練の実施状況、当該対象職業訓練に要する経費等の負担の状況及び当該対象雇用地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

下この項において「対象事業主」という。）の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 前号イ又はハに該当する対象事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 対象能開職業訓練又は対象技能職業訓練（以下この項において「対象職業訓練」という。）（当該対象事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該対象事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(2) 対象職業訓練（当該対象事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該対象事業主が教育訓練施設に委託して行うものに限る。）に係る入学科及び受講料について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(3) 対象能開地域被保険者又は対象技能地域被保険者に対して当該対象職業訓練（当該対象事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除く。）を受ける期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主

の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業所の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額)

ロ 前号ロ又は二に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(1) その雇用する対象能開地域被保険者又は対象技能地域被保険者に対して負担した当該教育訓練に係る自発的職業能力開発経費について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一(中小企業事業主にあつては、二分の一)の額(その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額)

(2) その雇用する対象能開地域被保険者又は対象技能地域被保険者に対して当該職業能力開発休暇の期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一(中小企業事業主にあつては、二分の一)の額(その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業所の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業所の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額)

四 次に掲げる額の合計額

イ 対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

ロ 対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該事業主が教育訓練施設に委託して行うものに限る。）に係る入学金及び受講料について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

ハ 対象雇用地域被保険者に対して当該対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除く。）を受ける期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額）

（略）

（略）

6 厚生労働大臣の定める期間内における一の事業所に係るキャリア形成促進助成金（地域雇用開発能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金を除く。）の額が、厚生労働大臣の定める額を超えるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、その定める額を当該事業所に係る事業主に対して、支給するものとする。

7 厚生労働大臣の定める期間内における一の事業所に係る地域雇用開発能力開発助成金の額が、厚生労働大臣の定める額を超えるときは、第四項の規定にかかわらず、その定める額を当該事業所に係る事業主に対して、支給するものとする。

8 (略)

(調整)

第三百三十九条の二 (略)

2 訓練等支給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支給付金（第二百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金（第一百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材

6 厚生労働大臣の定める期間内における一の事業所に係るキャリア形成促進助成金（地域人材高度化能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金を除く。）の額が、厚生労働大臣の定める額を超えるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、その定める額を当該事業所に係る事業主に対して、支給するものとする。

7 厚生労働大臣の定める期間内における一の事業所に係る地域人材高度化能力開発助成金の額が、厚生労働大臣の定める額を超えるときは、第四項の規定にかかわらず、その定める額を当該事業所に係る事業主に対して、支給するものとする。

8 (略)

(調整)

第三百三十九条の二 (略)

2 訓練等支給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支給付金（第二百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金（第一百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、中小企業職業相談委託助成金、中小企業基盤人材

確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、訓練等支援給付金は支給しないものとする。

3 (略)

4 職業能力評価推進給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、再就職支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、職業能力評価推進給付金は支給しないものとする。

5 地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けることができる対象事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。））、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて

確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、訓練等支援給付金は支給しないものとする。

3 (略)

4 職業能力評価推進給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、再就職支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、職業能力評価推進給付金は支給しないものとする。

5 地域人材高度化能力開発助成金の支給を受けることができる対象事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。））、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受け

都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域雇用開発能力開発助成金は支給しないものとする。

6 中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる認定中小企業者等が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、建設教育訓練助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

（国等に対する不支給）

第百三十九条の三 第百二十五条第二項から第五項までの規定にかかわらず、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金は、国

て都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域人材高度化能力開発助成金は支給しないものとする。

6 中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる認定中小企業者等が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護雇用管理助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金、建設教育訓練助成金若しくは雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

（国等に対する不支給）

第百三十九条の三 第百二十五条第二項から第五項までの規定にかかわらず、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金は、

等に対しては、支給しないものとする。

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

第三百三十九条の四 第二百二十二条第一項、第二百五条第二項から第五項まで並びに第三百三十九条第二項及び第四項の規定にかかわらず、広域団体認定訓練助成金、訓練等支給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金及び育児・介護雇用安定等助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

### 第三節 地域雇用創造推進事業

(地域雇用創造推進事業)

第四百十条 法第六十二条第一項第五号又は第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、地域雇用開発促進法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会からの提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新

国等に対しては、支給しないものとする。

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

第三百三十九条の四 第二百二十二条第一項、第二百五条第二項から第五項まで並びに第三百三十九条第二項及び第四項の規定にかかわらず、広域団体認定訓練助成金、訓練等支給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金及び育児・介護雇用安定等助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

### 第三節 地域求職活動援助事業

(地域求職活動援助事業)

第四百十条 法第六十二条第一項各号又は第六十三条第一項第一号、第三号若しくは第七号に掲げる事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地域雇用開発促進法第十五条第一項に規定する同意求職活動援助地域(以下この条において「同意求職活動援助地域」という。

一)内に所在する事業所の事業の概要及び当該事業所に係る求人

たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用  
創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に  
応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は当該同意自発雇  
用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されること  
となつている者（当該同意自発雇用創造地域内に居住しているも  
のに限る。）（次号において「求職者等」という。）に対して、  
就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その  
他の援助を行う事業

三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業の概要、当該  
事業所に係る求人及び前号に規定する講習その他の援助に関する  
情報を収集し、及び求職者等に対し提供し、並びに当該求職者等  
の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

四 前三号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇  
用の創造に資する事業

#### 附則

（自立就業支援助成金に関する暫定措置）

第十五条の八（略）

2（略）

3 子育て女性起業支援助成金の支給を受けることができる事業主が  
、同一の事由により、雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機

関する情報を収集し、並びに当該同意求職活動援助地域内に居住  
する求職者に対し提供すること。

二 同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対して、就職を容  
易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行  
うこと。

三 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業主が当該事業  
所の事業の概要及び当該事業所において従事すべき業務の内容そ  
の他当該事業所に係る求人の内容について当該同意求職活動援助  
地域内に居住する求職者に対し説明を行うための説明会を開催す  
ること。

四 前三号に掲げるもののほか、同意求職活動援助地域内に居住す  
る求職者の就職を容易にするための事業を行うこと。

#### 附則

（自立就業支援助成金に関する暫定措置）

第十五条の八（略）

2（略）

3 子育て女性起業支援助成金の支給を受けることができる事業主が  
、同一の事由により、雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機

会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、子育て女性起業支援助成金は支給しないものとする。

4 子育て女性起業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、当該子育て女性起業支援助成金の支給に係る事業所について雇用開発奨励金の支給を受けた場合には、当該子育て女性起業支援助成金は支給しないものとする。

5 雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、子育て女性起業支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金は支給しないものとする。

6 雇用開発奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該雇用

会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、子育て女性起業支援助成金は支給しないものとする。

4 子育て女性起業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、当該子育て女性起業支援助成金の支給に係る事業所について地域雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該子育て女性起業支援助成金は支給しないものとする。

5 雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、子育て女性起業支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用環境整備助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は雇用管理研修等助成金は支給しないものとする。

6 地域雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、

<p>開発奨励金の支給に係る事業所について、子育て女性起業支援助成金の支給を受けた場合には、当該雇用開発奨励金は支給しないものとする。</p>	<p>当該地域雇用促進特別奨励金の支給に係る事業所について、子育て女性起業支援助成金の支給を受けた場合には、当該地域雇用促進特別奨励金は支給しないものとする。</p>
<p>7 (略)</p> <p>(試行雇用奨励金に関する暫定措置)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(試行雇用奨励金に関する暫定措置)</p>
<p>第十五条の九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十五条の九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 若年者雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第一百条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、若年者雇用促進特別奨励金は支給しないものとする。</p>	<p>3 若年者雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第一百条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、若年者雇用促進特別奨励金は支給しないものとする。</p>
<p>4 特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、若年者雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成</p>	<p>4 特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、若年者雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成</p>

金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

5・6 (略)

(育児・介護雇用安定等助成金に関する暫定措置)

第十七条の四 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される第一百七十七条の育児休業取得促進等助成金(短時間勤務に係るものに限る。以下この項及び次項において「育児休業取得促進等助成金」という。)の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第一百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、特定求職者雇用開発助成金(第一百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、育児休業取得促進等助成金は支給しないものとする。

3 求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支

成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

5・6 (略)

(育児・介護雇用安定等助成金に関する暫定措置)

第十七条の四 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される第一百七十七条の育児休業取得促進等助成金(短時間勤務に係るものに限る。以下この項及び次項において「育児休業取得促進等助成金」という。)の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第一百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、特定求職者雇用開発助成金(第一百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、育児休業取得促進等助成金は支給しないものとする。

3 求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支

援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、育児休業取得促進等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、育児休業取得促進等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

○雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

改正案	現行
<p>（地域雇用開発助成金）            第百十二条（略）</p> <p>2 雇用開発奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として、支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業主を除く。）であること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（イ(1)に該当する事業主にあつては、計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に居住する求職者（過疎等雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。）（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主（資本、資金、人事、取引等の状況からみて密接な関係にある他の事業主をいう。以下この条において同じ</p>	<p>（地域雇用開発助成金）            第百十二条（略）</p> <p>2 雇用開発奨励金は、第一号から第三号までのいずれかに該当する事業主に対して、第四号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として、支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主（次号及び第三号に掲げる事業主を除く。）であること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（イ(1)に該当する事業主にあつては、計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に居住する求職者（過疎等雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。）（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主（資本、資金、人事、取引等の状況からみて密接な関係にある他の事業主をいう。以下この条において同じ</p>

。に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者として三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

二 (略)

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日（次項第一号において「完了日」という。）までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

へ・ト (略)

二 次のいずれにも該当する事業主であること。（次号に掲げる事業主を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業

。に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下この条において同じ。）として三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

二 (略)

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日（次項第一号において「完了日」という。）までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者（短時間労働者を除く。次項第一号において同じ。）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

へ・ト (略)

二 次のいずれにも該当する事業主であること。（次号に掲げる事業主を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業

主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次号イ(3)において同じ。) (次項第二号において「地域求職者」という。)を、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。以下この号、次号及び次項第二号において同じ。 )として三人(対象事業所の設置の場合にあつては、二人)以上雇い入れ、かつ、(2)に掲げる日から三年を経過した日までの間において、継続して雇用する労働者として、相当数の求職者を雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ (略)

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第二号において「完了日」という。)までの間(へにおいて「基準期間」という。 )において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

へ・ト (略)

三 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(3) (略)

(4) 大規模雇用開発計画に定められた期間の初日から、当該期間の満了の日までの間(5)において「基準期間」という。)

主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次号イ(3)において同じ。) (次項第二号において「地域求職者」という。)を、継続して雇用する労働者として三人(対象事業所の設置の場合にあつては、二人)以上雇い入れ、かつ、(2)に掲げる日から三年を経過した日までの間において、継続して雇用する労働者として、相当数の求職者を雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ (略)

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第二号において「完了日」という。)までの間(へにおいて「基準期間」という。 )において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者(短時間労働者を除く。次項第二号において同じ。)を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

へ・ト (略)

三 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(3) (略)

(4) 大規模雇用開発計画に定められた期間の初日から、当該期間の満了の日までの間(5)において「基準期間」という。)

において、(3)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

(5) (略)

ロ (略)

四 (略)

3 (略)

4 中核人材活用奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ〜ハ (略)

ニ ロ(1)に掲げる日から、ロ(2)に掲げる日(第六項において「完了日」という。)から起算して六箇月を経過した日までの間(ホにおいて「基準期間」という。)において、中核人材労働者の受入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)

ホ・ヘ (略)

二 (略)

5・6 (略)

において、(3)の雇入れに係る事業所の労働者(短時間労働者を除く。)を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

(5) (略)

ロ (略)

四 (略)

3 (略)

4 中核人材活用奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ〜ハ (略)

ニ ロ(1)に掲げる日から、ロ(2)に掲げる日(第六項において「完了日」という。)から起算して六箇月を経過した日までの間(ホにおいて「基準期間」という。)において、中核人材労働者の受入れに係る事業所の労働者(短時間労働者を除く。)を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)

ホ・ヘ (略)

二 (略)

5・6 (略)

<p>7 沖縄若年者雇用促進奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 計画に定められた期間の初日から、完了日から起算して六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>7 沖縄若年者雇用促進奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 計画に定められた期間の初日から、完了日から起算して六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者（<u>短時間労働者を除く。</u>）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	--

○沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五十四号）

改正案	現行
<p>（地域雇用開発促進法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態に係る特例）</p> <p>第十三条 法第八十二条の規定の適用を受ける場合における地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第九十三号）第二十一条第二号の規定の適用については、同号中「月平均値に三分の二を乗じて得た率（当該率）」とあるのは、「月平均値（当該月平均値）」とする。</p>	<p>（地域雇用開発促進法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態に係る特例）</p> <p>第十三条 法第八十二条の規定の適用を受ける場合における地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第九十三号）第一条第一号の規定の適用については、同号中「四千人」とあるのは、「五百人」とする。</p>

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（若年者雇用対策室、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室並びに地域企画官）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〇三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、青少年の雇用機会の確保に関すること<sup>一</sup></p> <p>4 就労支援室は、就職が困難な者の雇用機会の確保に関する事務（高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課、若年者雇用対策室及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5 〇9（略）</p> <p>〇 地域企画官は、命を受けて、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）及び雇用機会の確保に関する事務（高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課、若年者雇用対策室、就労支援室及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）のうち、地方公共団体と連携して行うものの企画及び立案並びに調整に当たるとる。</p>	<p>（若年者雇用対策室、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室並びに地域企画官）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〇三（略）</p> <p>4 就労支援室は、就職が困難な者の雇用機会の確保に関する事務（高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5 〇9（略）</p> <p>〇 地域企画官は、命を受けて、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）及び雇用機会の確保に関する事務（高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課、就労支援室及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）のうち、地方公共団体と連携して行うものの企画及び立案並びに調整に当たるとる。</p>

○独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(調整)</p> <p>第二十二条 建設教育訓練助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇保則第二百二条の二に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）、雇保則第一百十条の二第一項に規定する高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「高年齢者等共同就業機会創出助成金」という。）、同項に規定する受給資格者創業支援助成金（以下「受給資格者創業支援助成金」という。）、雇保則第一百三十一条に規定する通年雇用奨励金（以下「通年雇用奨励金」という。）、訓練等支援給付金（雇保則第二百五条第二項第一号イに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に限る。）を除く。）、雇保則第二百五条第一項に規定する職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域雇用開発助成金（以下「地域雇用開発能力開発助成金」という。）、同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金（以下「中小企業雇用創出等能力開発助成金」という。）、若しくは雇保則附則第十五条の八第一項に規定する子育て女性起業支援助成金（以下「子育て女性起業支援助成金」という。）、又は雇用改善推進事業助成金の支給を受けた場合には、当該支</p>	<p>(調整)</p> <p>第二十二条 建設教育訓練助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇保則第二百二条の二に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）、雇保則第一百十条の二第一項に規定する高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「高年齢者等共同就業機会創出助成金」という。）、同項に規定する受給資格者創業支援助成金（以下「受給資格者創業支援助成金」という。）、雇保則第一百三十一条に規定する通年雇用奨励金（以下「通年雇用奨励金」という。）、訓練等支援給付金（雇保則第二百五条第二項第一号イに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に限る。）を除く。）、雇保則第二百五条第一項に規定する職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域人材高度化能力開発助成金（以下「地域人材高度化能力開発助成金」という。）、同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金（以下「中小企業雇用創出等能力開発助成金」という。）、若しくは雇保則附則第十五条の八第一項に規定する子育て女性起業支援助成金（以下「子育て女性起業支援助成金」という。）、又は雇用改善推進事業助成金の支給を受けた場合には、当</p>

給事由によっては、建設教育訓練助成金は支給しないものとする。

2 (略)

3 雇用管理研修等助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、通年雇用奨励金、雇保則第一百八条第一項に規定する介護雇用管理助成金、同項に規定する中小企業人材確保推進事業助成金（以下「中小企業人材確保推進事業助成金」という。）、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用管理研修等助成金は支給しないものとする。

4 福利厚生助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇保則第一百十二条第一項に規定する雇用開発奨励金又は雇用改善推進事業助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、福利厚生助成金は支給しないものとする。

5 (略)

(法第十一条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業主)

第二十三条の三 法第十一条第一項第六号の厚生労働省令で定める事

業主は、地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）第六条第三号に規定する事業主とする。

(法第十一条第一項各号に掲げる業務と雇用保険法との関係)

該支給事由によっては、建設教育訓練助成金は支給しないものとする。

2 (略)

3 雇用管理研修等助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、通年雇用奨励金、雇保則第一百八条第一項に規定する介護雇用管理助成金、同項に規定する中小企業人材確保推進事業助成金（以下「中小企業人材確保推進事業助成金」という。）、訓練等支援給付金、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用管理研修等助成金は支給しないものとする。

4 福利厚生助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇保則第一百十二条第一項に規定する地域雇用促進特別奨励金又は雇用改善推進事業助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、福利厚生助成金は支給しないものとする。

5 (略)

(法第十一条第一項各号に掲げる業務と雇用保険法との関係)

第二十六条 法第十一条第二項の規定に基づき、法第十一条第一項各号に掲げる業務は、次の各号に定めるところにより、雇用保険法第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

- 一 法第十一条第一項第二号、第三号（雇保則第一百五十四条第四号に規定する事業に限る。）、第四号（建設雇用改善法第九条第一項第一号及び第三号（建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に限る。）に規定する事業に限る。）、第五号及び第六号（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第七條第一項第一号、第二号及び第四号に規定する事業に限る。）に規定する業務並びにこれらに附帯する業務 雇用安定事業

- 二 法第十一条第一項第一号、第四号（建設雇用改善法第九条第一項第二号及び第三号（送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進を図るために必要な助成に限る。）に規定する事業に限る。）、第六号（地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七條第一項（第二十三條の三に規定する事業主に係るものに限る。）並びに中小企業労働力確保法第七條第一項第三号及び第五号に規定する事業に限る。）及び第七号から第九号までに規定する業務並びにこれらに附帯する業務 能力開発事業

第二十六条 法第十一条第二項の規定に基づき、法第十一条各号に掲げる業務は、次の各号に定めるところにより、雇用保険法第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

- 一 法第十一条第一項第二号、第三号（雇保則第一百五十四条第四号に規定する事業に限る。）、第四号（建設雇用改善法第九条第一項第一号及び第三号（建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に限る。）に規定する事業に限る。）、第五号及び第六号（地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十七條第一項第一号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第七條第一項第一号、第二号及び第四号に規定する事業に限る。）に規定する業務並びにこれらに附帯する業務 雇用安定事業

- 二 法第十一条第一項第一号、第四号（建設雇用改善法第九条第一項第二号及び第三号（送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進を図るために必要な助成に限る。）に規定する事業に限る。）、第六号（地域雇用開発促進法第十二條第一項及び第十七條第一項第二号並びに中小企業労働力確保法第七條第一項第三号及び第五号に規定する事業に限る。）及び第七号から第九号までに規定する業務並びにこれらに附帯する業務 能力開発事業

附 則

(業務の特例に関する経過措置)

第八条 法附則第四条第一項から第三項までの規定により機構が同条第一項から第三項までに規定する業務を行う場合にあつては、第一条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一〇十四 (略)

十五 法附則第四条第三項に規定する業務に関する事項

2 法附則第四条第十項の規定により読み替えられた法第十一条第二項の規定に基づき、法附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3 法附則第四条第一項から第三項までの規定により機構が同条第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第九条中「法第十三条」とあるのは「法第十三条(法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第二十六条中「法第十条第二項」とあるのは「法附則第四条第十項の規定により読み替えられた法第十一条第二項」と、「法第十一条各号に掲げる業務」とあるのは「法第十一条各号に掲げる業務及び法附則第四条第三項に規定する業務」と、同条第二号中「並びにこれらに

附 則

(業務の特例に関する経過措置)

第八条 法附則第四条第一項及び第二項の規定により機構が同条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合にあつては、第一条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一〇十四 (略)

(新設)

2 法附則第四条第九項の規定により読み替えられた法第十一条第二項の規定に基づき、法附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3 法附則第四条第一項及び第二項の規定により機構が同条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第九条中「法第十三条」とあるのは「法第十三条(法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第二十八条中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十二条第一項(法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第二十九条中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第一項(法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第三十条

附帯する業務」とあるのは、「これらに附帯する業務並びに法附則第四条第三項に規定する業務」と、第二十八条中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十二条第一項（法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十九条中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第一項（法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十条中「法第十五条第一項」とあるのは「法第十五条第一項（法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条中「法第十五条第三項」とあるのは「法第十五条第三項（法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 法附則第四条第一項から第三項までの規定により機構が同条第一項第四号から第六号まで、第二項第一号から第三号まで及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構は、法附則第四条第十項の規定により読み替えられた法第十三条に規定する特別の勘定以外の勘定においては、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十一条第一項各号並びに法附則第四条第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に規定する業務

二・三 (略)

5  
5  
10 (略)

中「法第十五条第一項」とあるのは「法第十五条第一項（法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条中「法第十五条第三項」とあるのは「法第十五条第三項（法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 法附則第四条第一項及び第二項の規定により機構が同条第一項第四号から第六号まで及び第二項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合には、機構は、法附則第四条第九項の規定により読み替えられた法第十三条に規定する特別の勘定以外の勘定においては、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十一条第一項各号並びに法附則第四条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる業務

二・三 (略)

5  
5  
10 (略)